

平成30年7月定例会 資料

長浜市教育委員会

平成30年7月長浜市教育委員会定例会 議事日程

平成30年7月26日（木） 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

6月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第27号 平成31年度中学校及び中学校特別支援学級「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について

議案第28号 平成31年度小学校において使用する教科用図書の採択について

議案第29号 長浜市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

議案第30号 長浜市学校給食会規則の一部改正について

議案第31号 学校運営協議会委員の任命について

議案第32号 教育委員会の所属職員の任免について

日程第5 協議・報告事項

(1) 長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱の制定について

(2) 長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱の制定について

(3) 平成30年度教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

日程第6 その他

3. 閉 会

平成30年8月教育委員会定例会開催日程 8月23日（木） 午後1時30分～

議案第27号

平成31年度中学校及び中学校特別支援学級「特別の教科 道徳」の
教科用図書の採択について

平成31年度中学校及び中学校特別支援学級「特別の教科 道徳」の教科用図書を別紙
のとおり採択することについて、委員会の議決を求める。

平成30年7月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

平成31年度から使用する中学校「特別の教科 道徳」教科書

種目	発行者名	教科書名
道徳	東京書籍	新しい道徳

平成31年度から使用する中学校特別支援学級「特別の教科 道徳」教科用一般図書

種目	発行者名	教科書名
道徳	合同出版	イラスト版 気持ちの伝え方
	主婦の友社	未来へむかう 心が育つおはなし
	高橋書店	こころのふしぎ なぜ？どうして？

議案第28号

平成31年度小学校において使用する教科用図書の採択について

平成31年度小学校において使用する教科用図書を別紙のとおり採択することについて、委員会の議決を求める。

平成30年7月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

平成31年度に小学校において使用する各教科の教科書

種目	発行者名	教科書名
国語	光村図書	国語
書写	日本文教出版	小学書写
社会	日本文教出版	小学社会
地図	東京書籍	新編 あたらしい地図帳
算数	新興出版社啓林館	わくわく算数
理科	新興出版社啓林館	わくわく理科
生活	東京書籍	新編 新しい生活
音楽	教育芸術社	小学校の音楽
図画工作	日本文教出版	図画工作
家庭	開隆堂	小学校 わたしたちの家庭科
保健体育	学研教育みらい	新・みんなの保健

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担当 当 : 教育総務課

議案番号 : 第 29 号

件 名 : 長浜市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

第1 提出理由

平成30年8月1日の長浜北部学校給食センターの設置により長浜市立学校給食センターを再編成すること、また、学校給食室に関する人員配置を改編することに伴い、教育委員会事務局内に新たな職を配置するため、関係する規則の一部を改正するもの

第2 要点

1 以下の2つの職名を新たに規定する。

(1) 担当室長

室長に準じる職として配置する。

(2) 分室長

長浜北部学校給食センター分室に配置する。

2 文言を整理し、「担当部長」を削る。

第3 施行期日

平成30年8月1日から施行する。

長浜市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

長浜市教育委員会職員の職名に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第12号）の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

平成30年7月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

長浜市教育委員会職員の職名に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「担当部長、」を削り、「課長代理」を「室長、担当課長、担当室長」に改め、「室長、担当課長、」を削り、同号中「園長、」の次に「分室長、課長代理、」を加える。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

長浜市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

新	旧
(職名) 第4条 前条に規定する職員の区分ごとに定める職名は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 職員及び教員 教育部長、次長、課長、 <u>室長</u> 、担当課長、担当室長、館長、所長、参事、園長、 <u>分室長</u> 、課長代理、副参事、副園長、教頭、主幹、主幹保育士、主幹教諭、主幹保育教諭、副主幹保育士、副主幹教諭、副主幹保育教諭、主査、主事、保育士、教諭、保育教諭、技師、学芸員、司書、自動車運転手、栄養士、調理師、校務員、労務員及び業務員	(職名) 第4条 前条に規定する職員の区分ごとに定める職名は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 職員及び教員 教育部長、次長、 <u>担当部長</u> 、課長、 <u>課長代理</u> 、館長、所長、 <u>室長</u> 、 <u>担当課長</u> 、参事、園長、副参事、副園長、教頭、主幹、主幹保育士、主幹教諭、主幹保育教諭、副主幹保育士、副主幹教諭、副主幹保育教諭、主査、主事、保育士、教諭、保育教諭、技師、学芸員、司書、自動車運転手、栄養士、調理師、校務員、労務員及び業務員

(1/1)

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担当 当 : すこやか教育推進課

議案番号 : 第 30 号

件 名 : 長浜市学校給食会規則の一部改正について

第 1 提出理由

平成 30 年 8 月から長浜北部学校給食センターが開設されることに伴い、「長浜市学校給食会規則」の一部を改正する必要があるため

第 2 要点

- (1) センターの名称変更に関すること
- (2) 理事に関すること
- (3) 監査に関すること
- (4) 配食地域に関すること

第 3 施行期日

平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

長浜市学校給食会規則の一部改正について

長浜市学校給食会規則（平成30年長浜市教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

平成30年7月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市学校給食会規則の一部を改正する規則

長浜市学校給食会規則（平成30年長浜市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「長浜市立長浜学校給食センター」を「長浜南部学校給食センター」に改める。

第6条第3号中「24人」を「19人」に改める。

第7条第1項第3号を次のように改める。

（3）理事は、次の者に会長が委嘱する。

ア 教育委員会事務局教育指導課長

イ 教育委員会事務局すこやか教育推進課長

ウ 長浜南部学校給食センター所長

エ 長浜北部学校給食センター所長

オ ウ及びエの学校給食センター（以下、「各学校給食センター」という。）及び長浜北部学校給食センター分室が配食する小学校、中学校、義務教育学校の校長及び幼稚園の園長の中から別表により会長が選出した者

カ 長浜市PTA連絡協議会副会長 2人

第13条第2項を削り、「2 監査は会計年度終了後、5月末までに行うものとする。」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	長浜南部学校給食センター	長浜北部学校給食センター（分室含む）
	長浜幼稚園 長浜北幼稚園 長浜西幼稚園 わかば幼稚園 神照幼稚園 南郷里幼稚園 北郷里幼稚園 長浜南幼稚園 湖北幼稚園	びわ南小学校 びわ北小学校 朝日小学校 速水小学校 小谷小学校 富永小学校 高月小学校 古保利小学校 七郷小学校
配食校園	長浜小学校 長浜北小学校 神照小学校 南郷里小学校 北郷里小学校 長浜南小学校	杉野小学校 高時小学校 木之本小学校 伊香具小学校 塩津小学校 永原小学校
	湯田小学校 田根小学校 浅井小学校 虎姫小学校	びわ中学校 湖北中学校 高月中学校 木之本中学校
	西中学校 北中学校 東中学校 南中学校 浅井中学校 虎姫中学校	杉野中学校 西浅井中学校 義務教育学校 1校 余呉小中学校
理事数	7人	6人

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

長浜市学校給食会規則の一部を改正する規則

新	旧
(事務局) 第3条 本会の事務局は、長浜市南田附町535番地 <u>長浜南部学校給食センター</u> 内に置く。	(事務局) 第3条 本会の事務局は、長浜市南田附町535番地 <u>長浜市立長浜学校給食センター</u> 内に置く。
(役員) 第6条 本会に、次の役員を置く。 (略) (3) 理事 <u>19人</u>	(役員) 第6条 本会に、次の役員を置く。 (略) (3) 理事 <u>24人</u>
(役員の選任) 第7条 役員は、次により定める。 (略) (3) (略) ア (略) イ (略) ウ <u>長浜南部学校給食センター所長</u> エ <u>長浜北部学校給食センター所長</u> オ <u>ウ及びエの学校給食センター（以下、「各学校給食センター」という。）及び長浜北部学校給食センター分室が配食する小学校、中学校、義務教育学校の校長及び幼稚園の園長の中から別表により会長が選出した者</u> カ (略)	(役員の選任) 第7条 役員は、次により定める。 (略) (3) (略) ア (略) イ (略) ウ <u>長浜市立長浜学校給食センター所長</u> エ <u>長浜市立浅井学校給食センター所長</u> オ <u>長浜市立高月学校給食センター所長</u> カ <u>長浜市立木之本学校給食センター所長</u> キ <u>長浜市立西浅井学校給食センター所長</u> ク <u>朝日小学校、速水小学校及び湖北中学校の単独校調理場の代表者</u> ケ <u>ウからクまでの学校給食センター及び単独校調理場（以下、「各学校給食センター」という。）が配食する小学校、中学校、義務教育学校の校長及び幼稚園の園長の中から別表により会長が選出した者</u> コ (略)

新	旧
(会計監査) 第13条 本会の会計の監査は、監事が行う。 <u>2 監査は会計年度終了後、5月末までに行うものとする。</u>	(会計監査) 第13条 本会の会計の監査は、監事が行う。 <u>2 監査は、次の各号に定めるブロックごとに行う。</u> (1) 第1ブロック <u>木之本学校給食センター及び西浅井学校給食センター</u> (2) 第2ブロック <u>高月学校給食センター、朝日小学校、速水小学校及び湖北中学校の単独校調理場</u> (3) 第3ブロック <u>長浜学校給食センター、浅井学校給食センター</u>

新			旧			
区分	長浜南部学校給食センター	長浜北部学校給食センター（分室含む）	各学校給食センター	配食校園	理事数	
配食校園	幼稚園 9園	小学校15校	びわ南小学校	長浜小学校、長浜北小学校、神照小学校、南郷里小学校、北郷里小学校、長浜南小学校、びわ南小学校、びわ北小学校、虎姫小学校、西中学校、北中学校、東中学校、南中学校、びわ中学校、虎姫中学校、長浜幼稚園、長浜北幼稚園、長浜西幼稚園、わかば幼稚園、神照幼稚園、南郷里幼稚園、北郷里幼稚園、長浜南幼稚園	6人	
			びわ北小学校			
			朝日小学校			
			速水小学校			
			小谷小学校			
			富永小学校			
			高月小学校			
			古保利小学校			
			七郷小学校			
	小学校10校		杉野小学校	湯田小学校、田根小学校、浅井小学校、小谷小学校、浅井中学校	2人	
			高時小学校	富永小学校、高月小学校、古保利小学校、七郷小学校、高月中学校	2人	
			木之本小学校	杉野小学校、高時小学校、木之本小学校、伊香具小学校、木之本中学校、杉野中学校、余呉小中学校	2人	
			伊香具小学校			
			塩津小学校			
			永原小学校			
中学校6校	中学校 6校	中学校 6校	びわ中学校	塩津小学校、永原小学校、西浅井中学校	1人	
			湖北中学校			
			高月中学校			
			木之本中学校			
			杉野中学校			
			西浅井中学校			
	義務教育学校 1校		朝日小学校調理場	朝日小学校	1人	
			速水小学校調理場	速水小学校、湖北幼稚園		
			湖北中学校調理場	湖北中学校		
			計			
理事数	7人	6人			14人	

議案第31号

学校運営協議会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6第2項及び長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成23年長浜市教育委員会規則第2号)第6条の規定に基づき、学校運営協議会委員を次のとおり任命することについて、委員会の議決を求める。

平成30年7月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

任命(案)

長浜市立長浜小学校 地域住民 廣瀬 真啓

委員の任期は、平成30年7月26日から平成31年3月31日までとする。

議案第32号

教育委員会の所属職員の任免について

教育委員会の所属職員を別紙のとおり任免することについて、委員会の議決を求める。

平成30年7月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

教育委員会の所属職員の任命について

◇異動者 平成30年8月1日付

新 任

旧 任

1 教育委員会内の異動

【課長職】

すこやか教育推進課長兼すこやか教育推進課学校給食室長

大田 久衛

すこやか教育推進課長

すこやか教育推進課学校給食室担当
室長兼長浜北部学校給食センター所長

宮本 安信

すこやか教育推進課担当課長（北部
学校給食センター整備担当）すこやか教育推進課学校給食室担当
室長兼長浜南部学校給食センター所長

金森 和善

すこやか教育推進課学校給食室長兼
長浜学校給食センター所長

【参事職】

すこやか教育推進課学校給食室参事
兼長浜北部学校給食センター分室長

田中 稔一

すこやか教育推進課学校給食室参事
兼西浅井学校給食センター所長

【課長代理職】

すこやか教育推進課長代理兼すこや
か教育推進課学校給食室副参事

塩津 浩美

すこやか教育推進課長代理

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担当 当 : 幼児課

件 名 : 長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱の制定について

第1 制定・改廃理由

待機児童の解消を目的として、市外から転入し、市内の保育施設に就職した保育士等の家賃・宿舎借り上げ費の一部を補助するもの

第2 要点

【支援内容】

1. 1月当たり借上げ等の賃料、共益費の対象経費の3／4を補助する。
(ただし上限は1月当たり61,500円とする。)
2. 補助期間は保育士等として居住を始めた日から平成35年3月31日までとする。
※ただし、平成30年10月1日から平成31年3月31日までに保育士として居住を始めた場合は、居住開始日から48か月の間を上限とする。

【支援の対象者】

1. 公立施設に勤務する保育士等の場合（個人に助成）
 - ①勤務開始日が平成30年10月1日から平成34年4月1日の者
 - ②常勤（週30時間以上勤務）の保育士・幼稚園教諭・保育教諭であること
 - ③採用内定日現在の住民登録地が長浜市以外であり、勤務開始日までに長浜市に住民登録を行った者
2. 社会福祉法人等が運営する施設に勤務する保育士等の場合（法人に助成）
 - ①法人が借上げた宿舎に常勤（週30時間以上勤務）の保育士等を居住させていること
※法人所有にかかる宿舎を除く
 - ②勤務開始日が平成30年10月1日から平成34年4月1日の者を居住させていること
 - ③保育施設の長など保育業務に専念していない者でないこと
 - ④採用内定日現在の住民登録地が長浜市以外であり、勤務開始日までに長浜市に住民登録を行った者
 - ⑤対象となる保育士等およびその同居者が住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと

第3 施行期日

平成30年8月1日から施行し、平成36年5月31日限りで効力を失う。

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担当：幼児課

件名：長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱の制定について

第1 制定・改廃理由

待機児童の解消を目的として、保育士等の人材確保と離職防止、また、潜在保育士（保育士資格を有しながら保育士等として勤務していない者）の（再）就職と定着を支援するため、応援金を支給するもの

第2 要点

【支援内容】

市内の保育施設等に（再）勤務開始後2年以上経過した際に、1人につき10万円を支給する。3年経過した際には、さらに10万円支給する。

【対象者】※いずれにも該当する者

- ①採用時において、保育士登録または幼稚園免許状取得後1年以上経過した者、または保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業もしくは保育士試験の合格から1年以上経過した者
- ②採用時において、保育施設等を平成30年9月30日までに離職後1年以上経過した者、または保育施設等に勤務経験のない者
- ③平成30年10月1日から平成34年4月1日までの間に新たに長浜市内の保育施設等に常勤（週30時間以上勤務）で勤務する者
- ④応援金を申請する年度において、市内の保育施設等に2年以上継続して勤務している者

【その他】

併せて、保育所施設に勤務の場合、社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会の就職準備貸付に応募することが可能（上限40万円貸付）

ただし、上記県社会福祉協議会の貸付金は、幼稚園施設に（再）就職の者は対象外

第3 施行期日

平成30年8月1日から施行し、平成37年5月31日限りで効力を失う。

平成30年度教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

教育委員会事務評価委員2人の任期満了に伴い、新たに以下の2人に委員を委嘱しましたので報告します。

平成30年度就任

(敬称略、順不同)

氏名	任期	役職等
藤井 美津子	2018年7月1日～ 2020年3月31日	元園長、滋賀文教短期大学准教授
宮本 麻里	2018年7月1日～ 2020年3月31日	子育て応援カフェLOCO代表

平成29年度就任

氏名	任期	役職等
大橋 松行	2017年7月1日～ 2019年3月31日	滋賀県立大学名誉教授
伊藤 雅明	2017年7月1日～ 2019年3月31日	びわ南小学校学校運営協議会委員
美濃部 真弓	2017年7月1日～ 2019年3月31日	社会教育委員、図書館協議会委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律より抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

長浜市教育委員会事務評価委員会規則より抜粋

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。